

平成 20 年度

財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書

登米市監査委員



登 監 査 第 4 3 号
平成21年8月26日

登米市長 布施 孝尚 様

登米市監査委員 星 紘 毅

登米市監査委員 清水上 芳 江

登米市監査委員 庄 子 喜 一

平成20年度財政健全化審査意見及び
経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、平成20年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出します。

平成 20 年度財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成 21 年 7 月 27 日から平成 21 年 8 月 6 日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成 20 年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	11.95	
②連結実質赤字比率	—	16.95	
③実質公債費比率	14.7	25.0	
④将来負担比率	148.7	350.0	

(備考) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」にて表記している。

いずれの比率も早期健全化基準以下である。

平成 20 年度経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成 21 年 7 月 27 日から平成 21 年 8 月 6 日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記，資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：千円、%)

会 計 名		平成 20 年度		経営健全化 基準
		資金不足比率	資金不足(剰余)額	
法 適 用 企 業	水 道 事 業 会 計	—	1,088,166	20.0
	病 院 事 業 会 計	12.9	△864,493	20.0
	老 人 保 健 施 設 事 業 会 計	—	275,628	20.0
法 非 適 用 企 業	下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	75,502	20.0
	宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—	0	20.0

(備考) 資金不足比率が算定されない場合は「—」にて表記している。

いずれの会計も資金不足比率は、経営健全化基準以下である。